

平成24年7月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、請求人の夫であるA(以下「亡A」という。)に係る、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)の規定による遺族厚生年金(以下、単に「遺族厚生年金」という。)の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日に死亡した亡Aの妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「厚年法第58条の支給要件に該当しないため。」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。その不服とする理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

第3 問題点

- 1 遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者が、(1)被保険者・・・が死亡したとき、(2)被保険者資格喪失後、被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡したとき、(3)障害等級の1級又は2級の障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したとき、(4)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている者が死亡したとき、のいずれかに該当する場合に、厚生年金保険法(以下「法」という。)第59条に規定する遺族に支給されることになっているが、(1)又は(2)に該当

する場合には、死亡した者について、その死亡日の前日において、① 当該死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であること、又は、② 当該死亡日の属する月の前々月までの1年間で、保険料納付済期間若しくは保険料免除期間で満たされていること、のいずれかの要件(以下「保険料納付要件」という。)を満たしていることが必要とされている(法第58条第1項及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第64条第2項)。

- 2 本件の場合、亡Aは、一件記録によれば前記の(1)及び(2)には該当しないことが明らかであり、同人に係る障害厚生年金の受給の記録も存しないから(3)にも該当しない。したがって、本件の問題点は、原処分の理由に則していうと、亡Aが前記(4)にも該当しないとして、原処分が適法・妥当といえるかどうかということである。
- 3 亡Aは、昭和〇年〇月〇日生れの男子であるが、同人が老齢給付の受給権を取得するためには、①厚生年金保険の被保険者期間(以下「厚年期間」という。)が20年以上あること、②40歳以降の厚年期間が15年以上あること、③保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が23年(276月)以上あることのいずれかひとつを満たすことが必要である(厚年法第42条、同法附則第14条第1項、国民年金法(以下「国年法」という。)第26条、同法附則第7条第1項及び第9条、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年法」という。)附則第8条第4項及び第5項、同法附則第12条第1項第1号、第2号及び第4号参照)。

なお、前記合算対象期間には、ア 日本国内に住所を有さず、かつ、日本国

籍を有していた期間（20歳に達した日の属する月前の期間及び60歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。）のうち、昭和36年4月1日から同61年3月31日までの期間に係るもの（60年法附則第8条第5項第9号）、イ 20歳に達した日の翌日から65歳に達する日の前日までの間の昭和36年5月1日以後に日本国籍を取得した者の日本国内に住所を有していた期間であって、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律による改正前の国民年金法第7条第1項に該当しなかったため国民年金の被保険者とならなかった期間（昭和36年4月から同56年12月までの期間であり、かつ、20歳に到達した月以後60歳に到達する月前の期間であって、被用者年金各法の被保険者又は組合員期間等を除いたもの）（60年法附則第8条第5項第10号）、ウ 上記イに該当する者の日本国内に住所を有しなかった期間（20歳未満であった期間及び60歳以上であった期間を除く。）のうち、昭和36年4月1日から当該日本の国籍を取得した日の前日までの期間に係るもの（国民年金被保険者期間、被用者年金各法の被保険者又は組合員期間等を除いたもの）（60年法附則第8条第5項第11号）が含まれる。

- 4 亡Aが〇〇月の厚生年金保険被保険者期間を有すること、この他に国民年金保険料の納付または免除期間を有しないことに関しては、当事者間に争いはない。

第4 事実の認定及び判断

- 1 一件記録によれば、次の事実を認定することができる。

(1) 亡Aを原告（以下「原告」という。）とし、B（以下「B」という。）を被告とする〇〇地方裁判所昭和〇〇年（タ）第〇〇号母子関係存在確認請求事件について、〇〇地方裁判所が昭和〇〇年〇月〇〇日に言い渡した判決は、原告は、被告であるBが昭和〇年〇月〇〇日ころ分娩した子であると

認定判断し、被告が原告の母であることを確認した。

- (2) 亡Aを原告（以下「原告」という。）とし、国を被告とする〇〇地方裁判所昭和〇〇年（行ウ）第〇号国籍存在確認請求事件について、〇〇地方裁判所が昭和〇〇年〇月〇〇日に言い渡した判決（以下「国籍確認原審判決」という。）は、「〇〇〇（帰化後の氏名C）は、大正年間から〇〇市において手広く貿易商を営んでいた〇〇人であり、妻のDを〇〇に残し、大正〇〇年ころからはのちに妾として入籍したEとも結婚してともに同市内に居住していたものであるが、婦人関係が激しく、第5婦人まで作り、Fとの間には3名の養子を迎えていた。そのため結婚後数年を経ても子のできなかったEは、子のない寂しさと自らの妾としての地位を維持、強化する必要とから、他より子をもらいうけてこれを自らの子として養育することを考えていたが、昭和〇年夏ころ、〇〇市内において生後間もない原告を第三者からもらい受けることに決め、Gの了解も得たうえで、生後1か月のころ原告を引き取り、Gにおいて姓名もHと命名のうえ、G・E間の同年〇月〇日生れの庶子として〇〇において届出を了した結果、原告はGの〇〇戸籍に入籍し、原告は右兩名の実子として養育されるところとなった。」との事実を認定したうえで、「原告が昭和〇年夏ころ〇〇市内においてGのもとに生後間もなく引き取られたことは明らかであり、そのころ日本で出生したことは優に推認されるから、原告は旧国籍法第4条にいう父母ともに知れないが日本で出生した者に該当し、同条により昭和〇年出生とともに日本国籍を取得したというべきである。そして、原告が〇〇戸籍に入籍すべき事由の存在しなかったことは前記認定のとおりであるから、原告は、日本国と〇〇〇〇との間の平和条約によっても日本国籍を喪失していないと

いうべきであり、他に日本国籍の喪失事由について主張、立証のない以上、現に日本国籍を有しているものと認めるのが相当である。」として、亡Aが日本国籍を有することを確認した。

- (3) 国は、(2)の判決を不服として控訴したが(〇〇高等裁判所昭和〇〇年(行コ)第〇〇〇号国籍存在確認請求控訴事件)、〇〇高等裁判所は、昭和〇〇年〇月〇〇日、国の「旧国籍法4条前段の規定が適用されるのは、出生子について通常予想されている届出期間ないしその直近の時期において、旧戸籍法72条の規定により出生の届出をする義務を有する者の存在が関係者に全く不明であり、かつ、その手掛かりも得られない棄児の場合に限られる。」との主張に対し、旧国籍法4条の規定の適用を受けるのは、「事実上の父及び子を分娩した母がいずれも判明しない場合並びに事実上の父は判明しているが、これと子との間に法律上の父子関係が存在せず、かつ、生母が判明しない場合」であり、その大多数を占めるのは、前者の場合であり、その中でも主として棄児の場合であると判示したうえで、国の「旧戸籍法78条が、棄児が発見された場合の棄児発見の申出の手續を定め、棄児の戸籍を編成するための特別の規定を置いていることをもって、これは棄児が生地主義に基づく規定により日本国籍を取得するものであることから、その戸籍編成について手続的に保証を与えたものというべきであり、生地主義に基づく旧国籍法4条前段の規定が棄児にのみ適用されるものである。」との主張に対しては、「旧国籍法4条前段の規定により生来的に日本国籍を取得した子は、父母が日本人であることによって日本国籍を取得するものではないから、父母の本籍を取得することができず、本籍を有しない日本人となり、旧戸籍法160条の規定により区裁判所の許可を得て就籍の届出をすることに

よってはじめて戸籍簿に登載されることになるのであるが、乳幼児である棄児の段階で発見された子については、日本の地理的条件から考えて、日本で生まれたことが明らかであるから、あえて区裁判所の判断を経るまでもなく、市町村長において戸籍登載しても差し支えないと考えられる。旧戸籍法78条の規定は、この趣旨から棄児についての戸籍登載の手續を定めたものにすぎないのであって、旧国籍法4条前段の規定の適用を受ける者が控訴人の主張するような棄児に限られるとの前提に立つものと解することはできない。」として国の主張を排斥し、国の控訴を棄却する判決(以下「国籍確認控訴審判決」という。)を言い渡した。

- (4) 国籍確認控訴審判決は、昭和〇〇年〇月〇〇日の経過により確定したため、亡Aは、I弁護士を代理人として、同年〇月〇〇日付で就籍届を提出し、同月〇〇日付で、氏名を「A」、出生を「昭和〇年〇月〇日」とする亡Aに係る戸籍が編成された。
- (5) 亡Aに係る外国人登録証明証から一部摘記すると、以下のとおりである。
- ア 氏名：(A) H
イ 生年月日：〇〇〇〇年〇月〇日
ウ 国籍：〇〇
エ 旅券発行年月日：〇〇〇〇年〇月〇〇日
カ 上陸した出入国港：〇〇空港
キ 上陸許可年月日：〇〇〇〇年〇月〇日
ク 在留期間：〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日まで
ク 出生地：日本
ケ 居住の地番：〇〇市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
コ 記載事項書換欄

日付	記事
〇. 〇. 〇	法第9条第1項の申請受理
〇. 〇. 〇	法第8条第2項の申請受理

○. ○. ○	法第8条第2項の申請受理 ○○市○区○○町○丁目○ 番○号(昭○年○月○日)
○. ○. ○	法第9条第1項の申請受理
○. ○. ○	法第9条第1項の申請受理 自○○○○・○○・○○至 ○○○○・○○・○○

- (6) 亡Aは、昭和○年○月○日、中国国籍の○○○(日本名、J)と中国の方式により婚姻し、それは同○年○月○日付で戸籍に記載された。
- (7) 亡Aは、昭和○年○月から同○年○月まで、同○年○月から同○年○月まで同○年○月から同○年○月まで、及び平成○年○月から同○年○月まで、合計○○月の厚年期間を有するから、この期間は保険料納付済期間に該当する。
- (8) 請求人の被用者年金加入期間は、平成○年○月から同○年○月まで及び同○年○月から同○年○月までの厚年期間のみである。
- (9) 昭和○○年○月(当時、亡Aは○○歳)から同○年○月までの期間において、亡Aが日本国内に住所を有しなかった期間は、昭和○○年○月から同○○年○月(日本への上陸許可年月日は同年(○○○○年)○月○日)までの○○○月間及び同○年○月(同月に日本を出国した)から同○年○月(同年○月○日付で、○○から○○市○区○○町○ー○ー○に住所地を変更し届出た)までの○○月間である。
- 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
- (1) 請求人は、就籍届の提出をもって、亡Aは日本国籍を取得したのであり、「昭和36年5月以後国籍法の規定により日本国籍を取得した者」に該当するとして、①昭和○○年○月から同○年○月までの○○○月の海外在住期間は60年法附則第8条第5項第11号による合算対象期間、②同○○年○月から同○○年○月までの○○月

の国内在住期間は同条同項第10号による合算対象期間、③同○○年○月から同○年○月までの○月の国内在住期間は同条同項第11号による合算対象期間とし、合計○○○月の合算対象期間と上記1の(6)で認定した○○月の厚年期間(保険料納付済期間)を合算すれば○○○月となり、前記第3の3の③記載の受給資格期間を満たすための要件○○○月を超えるため、亡Aは年金受給資格期間を満たしていると主張する。

- (2) しかしながら、上記1(2)のとおり、亡Aが、旧国籍法第4条にいう父母ともに知れないが日本で出生した者に該当し、同条により昭和○年出生とともに日本国籍を取得した者であることは確定判決により確定した事実である。請求人が主張する就籍届は、本来本籍を有すべくして未だこれを有しない日本国民が本籍を設けるための報告的届出であり、その届出により国籍を取得するものではない。そうすると、亡Aについて、①昭和○○年○月から同○○年○月までの○○○月及び②同○○年○月から同○○年○月までの○○月の合計○○○月の海外在住期間は、60年法附則第8条第5項第9号による合算対象期間と認めることができるが、その他の国内在住の期間で厚生年金保険の被保険者でなかった60歳未満の期間は、国民年金の強制加入被保険者であるべき者が加入しなかった期間または保険料未納期間であり、保険料納付済期間、保険料免除期間、または合算対象期間のいずれにも該当しない。そうすると、亡Aは、合算対象期間○○○月と厚年期間(保険料納付済期間)○○月を合算しても、○○○月にしかならず、○○○月に○月足りないから受給資格期間を満たした者とはいえない。なお、上記1の(8)で認定したとおり、請求人は、平成○年○月から同○年○月まで及び同○年○月から同○年○月までの○月の厚生年金保

険被保険者期間を有するが、昭和〇年〇月以後の期間であるため、当該期間は亡Aの合算対象期間にはならないし、また、当時において亡Aはすでに60歳を過ぎていたので、当該期間において、亡Aが国民年金第3号被保険者となることもない。

(3) 請求人は、昭和〇〇年〇月から同〇〇年〇月までの〇〇月及び同〇〇年〇月から同年〇月までの〇月の亡Aが国内に在住した期間について、60年改正法附則第8条第5項第1号にいう「国民年金の被保険者となることができた者が、同項に規定する申し出を行わなかった為、国民年金の被保険者とならなかった期間」に該当し、合算対象期間に含まれるべきである旨主張するところであるが、亡Aにとって当該期間が上記法令を根拠に合算対象期間とすることができないことは、法令上明らかであり、請求人の主張は採用できない。確かに、亡Aの場合、同人の国籍は昭和〇〇年〇月の国籍確認控訴審判決の確定により、出生時による国籍取得が確認されたものであるから、国民年金保険料を納付することができない期間が発生してしまったのであるが、受給資格期間を満たすための不足月数は〇月であること、戸籍が編成された以降も、国民年金の保険料納付の事実はなく、62歳で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後も、国民年金の任意加入被保険者となることができたことなどを考慮すると、受給資格期間を満たすための方策があり、そのための行動をとることができたにもかかわらず、それをしていないことが窺われ、請求人の主張に理由があると認めることはできないといわざるを得ない。

(4) 以上のとおり、亡Aは老齢給付の受給資格期間を満たさず、老齢給付の受給権者とはならないから、亡Aの死亡は、老齢厚生年金受給権者の死亡または老齢厚生年金の受給資格期間を満

たした者の死亡とはいえず、前記第3の1の(4)には該当せず、したがって、遺族厚生年金の支給要件に該当しない。

(5) 以上によれば、原処分は妥当であつて、これを取り消すことはできない。以上の理由によって、主文のとおり裁決する。